

保健・福祉関係施設制度一覧

平成25年4月1日現在

種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の財源	費用徴収
救護	救護施設 (入所)	生活保護法 § 40、41	身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う	国1/2 県1/4 等	法人 3	—	定員 240	措置	国3/4 市町村1/4	基準生活費等を超える収入部分
保健	市町村保健センター	地域保健法 § 18	地域住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査等身近で利用頻度の高い保健サービスを提供	—	41	—	—	—	市町村	なし
	母子健康センター (助産部門のみ入所)	母子保健法 § 22	母子保健に関する各種の相談に応じるとともに、母性並びに乳児及び幼児の保健指導を行い、又はこれらの事業に合わせて助産を行う	—	市町村 2	—	—	一部措置	市町村	入所措置は所得応能負担
老人	地域包括支援センター (利用)	介護保険法 § 115の45	高齢者の介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的なケアマネジメント等を実施し、高齢者を包括的に支援する施設	—	27	—	—	—	交付金	なし
	介護老人保健施設 (入所・通所)	介護保険法 § 8 25	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーションや、看護・介護を必要とする要介護高齢者等が入(通)所する	国交付金(小規模のみ)	市町村 3 医療法人 19 社会福祉法人10 医師会社団法人1 社会医療法人 3	介護保険事業支援計画 2,785床(介護療養病床からの転換分を含む。)	2,700床	介護保険	介護報酬	1割負担+居住費・食費+日常生活費
	養護老人ホーム (入所)	老人福祉法 § 20の4	65歳以上の者で、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な者を入所させる。入所者の生活の場として、食事、入浴などの日常生活上の世話、またレクリエーションや生活向上のための指導を行う	—	市町村 8 法人 15	老人福祉計画 1,241人	1,241人	措置	市町村一般財源	所得別の応能負担
	特別養護老人ホーム (入所) 介護老人福祉施設	老人福祉法 § 20の5 介護保険法 § 8 ㉔	65歳以上の者で、常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させる。入所者の生活の場として、常時の介護、食事、入浴などの日常生活の世話、またレクリエーションや生活向上のための指導を行う	国交付金(小規模のみ)	市町村 9 法人 75	介護保険事業支援計画 5,290人	4,919人	介護保険	介護報酬	1割負担+居住費・食費等

種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の財源	費用徴収
老人	軽費老人ホーム (ケアハウス) (入所)	老人福祉法 §20の6	60歳以上の者で、自炊が出来ない程度の身体機能低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安がある者で、家族による援助を受けることが困難な者が入所できる施設。入所者の生活相談、在宅福祉サービスの利用紹介・手続き、食事や入浴の準備、緊急時の対応を行う	国交付金(小規模の特定指定のみ)	法人 17	—	1,000人	契約	事務費補助金	事務費: 所得別 応能負担 生活費: 全額自 己負担 管理費: 全額自 己負担
	有料老人ホーム (入所)	老人福祉法 §29	老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又は日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与をする施設。入所の条件、サービス内容は契約によって決められる	—	59	—	1,601人	契約	—	利用料全額 自己負担
児童	児童養護施設 (入所)	児童福祉法 §41	原則として乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、自立を支援する	国交付金	法人 3	—	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	児童自立支援施設 (入所)	児童福祉法 §44(施行 令 §10)	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する	国交付金	県立 1	—	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	情緒障害児短期治療施設 (入所・通所)	児童福祉法 §43②	軽度の情緒障がいをもつ児童を、短期入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障がいを治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う	国交付金	法人 1	—	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	自立援助ホーム (入所)	児童福祉法 §33⑥1	児童養護施設等を退所し、就職する児童等に対し、共同生活を営むべき住居において、相談その他の援助及び就業の支援等を行う	国交付金	法人 1	2箇所	1箇所	措置	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	乳児院 (入所)	児童福祉法 §37	原則として乳児(保健上その他の理由により特に必要のある場合には、概ね2歳未満の幼児を含む)を入院させて、これを養育する	国交付金	法人 (日赤) 1	—	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	母子生活支援施設 (入所)	児童福祉法 §38	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子及びその者の監護すべき児童を保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援する	—	法人 1	—	—	契約	市町村実施 国1/2県1/4市町村1/4	所得別の応 能負担
	助産施設 (入所)	児童福祉法 §36	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることの出来ない妊産婦に助産を受けさせる	—	市町村 1	—	—	契約	市町村実施 国1/2県1/4市町村1/4	所得別の応 能負担

種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の源	費用徴収
児童	保育所 (通所)	児童福祉法 § 39	保護者の労働又は疾病等により保育に欠ける乳幼児について、保護者から申し込みがあった場合に保育する	県安心 こども 基金	市町村 81 法人等 211	—	—	契約	国1/2 県1/4 市町村1/4 (民設保育所)	所得別の応 能負担
	認定こども園 (通所)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 § 3	小学校就学前の子どもの教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を備え、認定基準を満たす施設	県安心 こども 基金	市町村 3 法人 3	—	—	契約	類型により既存の幼稚園・保育所の補助制度等(安心こども基金)	施設毎に定める
	へき地保育所 (通所)	設置要綱	保育所を設置することが困難な地域において、保育を要する児童に対し、必要な保護を行う	—	市町村 3	—	—	契約	国交付金	市町村が定める
	児童厚生施設 (利用)	児童福祉法 § 40	児童館等により、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにする	国1/3 県1/3 (児童館)	児童館 14 児童遊園 8	—	—	—	国、県、市町村 各1/3 (児童館)	市町村が定める
	福祉型障害児入所施設	児童福祉法 § 42①	障がい児を入所により、保護するとともに、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	公立 2 法人 3	—	5カ所	措置 契約	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	医療型障害児入所施設	児童福祉法 § 42②	障がい児を入所により、保護するとともに、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	法人 1	—	2カ所	措置 契約	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	福祉型児童発達支援センター	児童福祉法 § 43①	障がい児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、自立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	法人 5	—	6カ所	措置 契約	国1/2 県1/2 市町村1/4	所得別の応 能負担

種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の財源	費用徴収
児童	進行性筋萎縮症児病棟	児童福祉法 §27②	進行性筋萎縮症児・者を入院させて治療及び日常生活の指導を行う	国 10/10	独立行政法人松江医療センター 1	—	1カ所	措置契約	(児) 国1/2 県1/2 (者) 国1/2 県1/4 市町村1/4	所得別の応能負担
	重症心身障がい児病棟	児童福祉法 §27②	重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、治療及び日常生活の指導を行う	国 10/10	独立行政法人松江医療センター 1	—	1カ所	措置契約	国1/2 県1/2	所得別の応能負担
身体障がい	点字図書館	身体障害者福祉法 §34	無料又は低額な料金で、点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物を制作し、これらの貸出及び閲覧を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	2	—	2カ所	利用	補助・委託 国1/2 県1/2	
	聴覚障害者情報提供施設	身体障害者福祉法 §34	聴覚障がい者用の手話や字幕入りビデオを製作し、これらを無料又は低額な料金でそれらを貸出し、又は聴覚障がい者に対し、手話通訳者派遣等コミュニケーションの支援を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	2	—	2カ所	利用	委託 国1/2 県1/2	
障がい 共通	障害者支援施設	障害者総合支援法 §5⑫	入所者に夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等の施設入所支援を行うとともに、日中活動の場として施設障がい福祉サービスを提供する	基準額のうち 国2/3 県1/3	31		31カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担
	生活介護	障害者総合支援法 §5⑥	常時介護を要する人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する	基準額のうち 国2/3 県1/3	69		69カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担
	自立訓練（機能訓練）	障害者総合支援法 §5⑬	身体障がい者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、理学療法、作業療法等必要なリハビリテーション、生活に関する相談、助言等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	2		2カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担

種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の財源	費用徴収
障がい 共通	自立訓練（生活訓練）	障害者総合支援法 §5⑬	知的障がい者、精神障がい者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、入浴、排せつ、食事等に関する必要な訓練、生活等に関する相談、助言等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	17		17カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担
	就労移行支援	障害者総合支援法 §5⑭	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	20		20カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担
	就労継続支援A型	障害者総合支援法 §5⑮	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約の締結等による就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	21		21カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担
	就労継続支援B型	障害者総合支援法 §5⑮	一般企業等での就労や雇用契約による就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	92		92カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担
	共同生活介護	障害者総合支援法 §5⑩	夜間や休日、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	—	45		45カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担
	共同生活援助	障害者総合支援法 §5⑯	地域において共同生活を行うのに支障がない人に、夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談や日常生活上の援助を行う	—	56		56カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担

※障害者支援施設と、生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就学移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型の各施設の間で施設数を一部重複して計上している。